

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 31 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 31 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 31 年 4 月 1 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 31 年度 橋本市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 31 年度橋本市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,280,339 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 4 月 1 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国庫支出金			
		2 国庫補助金	
15 県支出金			
		2 県補助金	
18 繰入金			
		2 基金繰入金	
歳入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,078,168	32,357	3,110,525
765,292	32,357	797,649
1,913,074	1,349	1,914,423
575,392	1,349	576,741
1,108,630	12,835	1,121,465
1,108,325	12,835	1,121,160
25,233,798	46,541	25,280,339

歳 出

款		項	
3 民 生 費			
		1 社 会 福 祉 費	
4 衛 生 費			
		1 保 健 衛 生 費	
7 商 工 費			
		1 商 工 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,046,848	19,921	10,066,769
5,179,387	19,921	5,199,308
2,869,801	18,655	2,888,456
644,305	18,655	662,960
402,569	7,965	410,534
402,569	7,965	410,534
25,233,798	46,541	25,280,339